

令和4年

TOKYO交通安全キャンペーン

令和4年12月1日(木)～12月7日(水)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第十回東京都交通安全ポスターコンクール(令和四年度実施)
審査委員長賞 小学校五年 春木 未来(はるき みく)さんの作品

重点

- ① 高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ② 歩行者等の保護など安全運転意識の向上及び飲酒運転等の危険運転の根絶
- ③ 自転車の交通事故防止
- ④ 二輪車の交通事故防止
- ⑤ 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- ⑥ 違法駐車対策の推進

東京都/首都交通対策協議会

令和4年TOKYO交通安全キャンペーンにおける東京都の重点は次に掲げる6項目です。

重点① 高齢者を始めとする歩行者の安全確保

高齢者の方へ

歩行者の死亡事故で犠牲となった方のうち、約半数は高齢者です。

ご自宅の近くで事故に遭うケースも多くなっています。慣れた道であっても、信号を守る・必ず横断歩道を渡るなどの交通ルールを守り、道路を横断する際は十分な安全確認をお願いします。

保護者の方へ

子供の交通事故は道路への急な飛び出しによるケースが多くなっています。特に小さなお子様の行動は保護者が常に見守るようにしていただき、日頃から正しい交通ルールとマナーを教え、手本を示していただくようお願いします。

歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。



重点② 歩行者等の保護など安全運転意識の向上及び飲酒運転等の危険運転の根絶

歩行者等に対する保護意識を高めましょう

交通事故死者を状態別で見ると、歩行中が最も多くなっています。

ドライバーは、歩行者等を事故から守るという意識をもって運転しましょう。

飲酒運転等の悪質・危険運転はやめましょう

飲酒運転のおそれのある人に対する車両や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

また他の車両等の通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為（いわゆる「おおり運転」）は「妨害運転罪」として処罰の対象です。



重点③ 自転車の交通事故防止

都内での自転車に関与する交通事故割合が非常に高くなっています。自転車を運転する際は、「信号無視をしない」「一時停止場所で止まる」「車道の左側を走る」「歩道は歩行者が優先」などの交通ルールを必ず守りましょう。

二人乗りや並進、飲酒運転、傘さし運転、イヤホンやスマートフォン等を使用しながらの運転は違反行為であり、大変危険です。

また、自転車の事故で亡くなった方の約7割は頭部損傷が原因です。大切な命を守るため、ヘルメットをかぶりましょう。



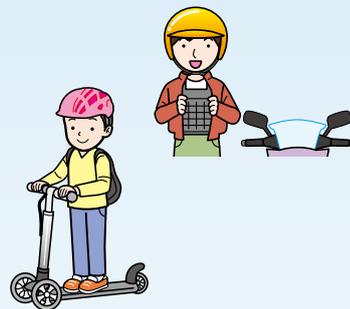
重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が多くなっています。

交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。

車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのおごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



重点⑤ 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードは、車両区分に沿った運転免許証が必要です。歩道通行は禁止されており、車道を左側通行しなければなりません。飲酒運転は絶対にしてはいけません。交通ルールを守り、安全に利用してください。



重点⑥ 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった一台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出かける前にあらかじめ外出先の駐車場所を確認し、短時間でも駐車場やパーキングメーターを利用して、一人ひとりが違法駐車をしないよう心がけましょう。

東京都生活文化スポーツ局 都民安全推進部

<https://www.tomin-azen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和4年11月発行 登録番号(4)53
令和4年TOKYO交通安全キャンペーン推進要領
編集発行 東京都生活文化スポーツ局
都民安全推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125

R200

印刷物の環境に配慮した紙を使用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。